

軽井沢町
新型インフルエンザ等対策
行動計画

平成 26 年 3 月
(最終改正 平成 30 年 4 月)
軽井沢町

目 次

第 1 計画の基本事項.....	1
1 作成の趣旨.....	1
2 内容・位置付け.....	1
3 対象とする疾患.....	1
4 これまでの計画作成の経過.....	2
5 見直し.....	2
第 2 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	3
1 新型インフルエンザ等の特徴.....	3
2 対策の目的と戦略.....	3
3 発生段階.....	4
4 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方.....	5
5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	7
6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等.....	8
7 対策推進のための役割分担.....	9
8 行動計画の主要 7 分野.....	12
第 3 各発生段階における対策.....	22
1 未発生期.....	22
2 海外発生期.....	27
3 国内発生早期（県内未発生期）.....	31
4 県内発生早期.....	35
5 県内感染期.....	41
6 小康期.....	46
（参考）国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策	49
用語解説.....	51

第1 計画の基本事項

1 作成の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が平成25年4月に施行され、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合には、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置が定められ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化が図られた。

については、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、軽井沢町（以下「町」という。）全体の態勢を整備するため、軽井沢町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を改めて定めるものとする。

2 内容・位置付け

特措法第8条に基づき、町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び長野県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市町村行動計画に位置付けられるものであり、病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合なども含めた様々な状況に対応できるよう対策の選択肢を示す。

3 対象とする疾患

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について

て、本計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策」で示すこととする。

4 これまでの計画作成の経過

国では、平成17年（2005年）に新型インフルエンザ対策行動計画を作成して以来、数次の改定を行ってきた。

町においてもこれらを踏まえつつ、以下のとおり策定を行った。

○新型インフルエンザ対策行動計画（平成21年3月）

平成20年5月の感染症法における「新型インフルエンザ等感染症」の新設、平成21年2月の政府行動計画の全面改定・対策ガイドラインの全面的見直しを受け、インフルエンザ（A/H1N1）2009の発生に合わせ、「軽井沢町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

5 見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて見直しを行う。

また、県行動計画の見直しがあった場合にも、適時、適切に見直しを行う。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町内への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

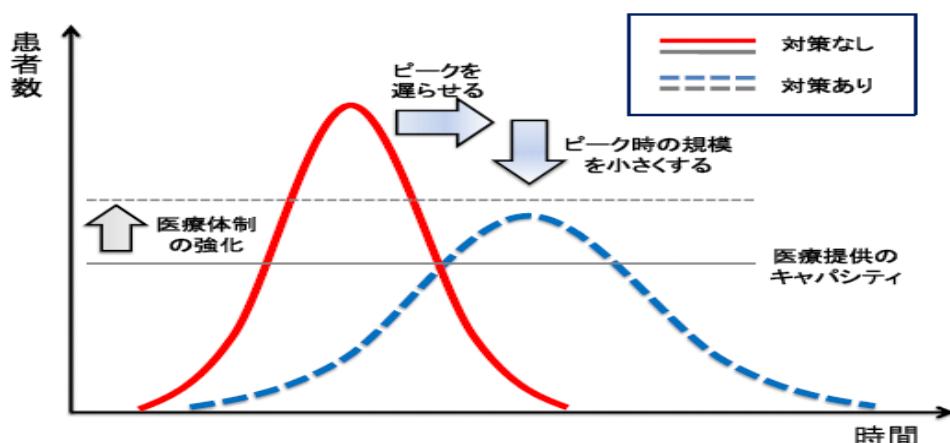
長期的には多くの町民がり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超てしまることが予想される。よって、病原性が高く、感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねないため、町の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的と戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること

感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保するとともに流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減し、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。

また、必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らすことを最大の目的とし対策を講じていくが、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じていく。



(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らすとともに、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）は、事業継続計画を作成・実施することとなっていることから、登録事業者の協力を得ながら、医療提

供の業務や町民生活及び町民経済の安定に関する業務の維持を図る。

3 発生段階

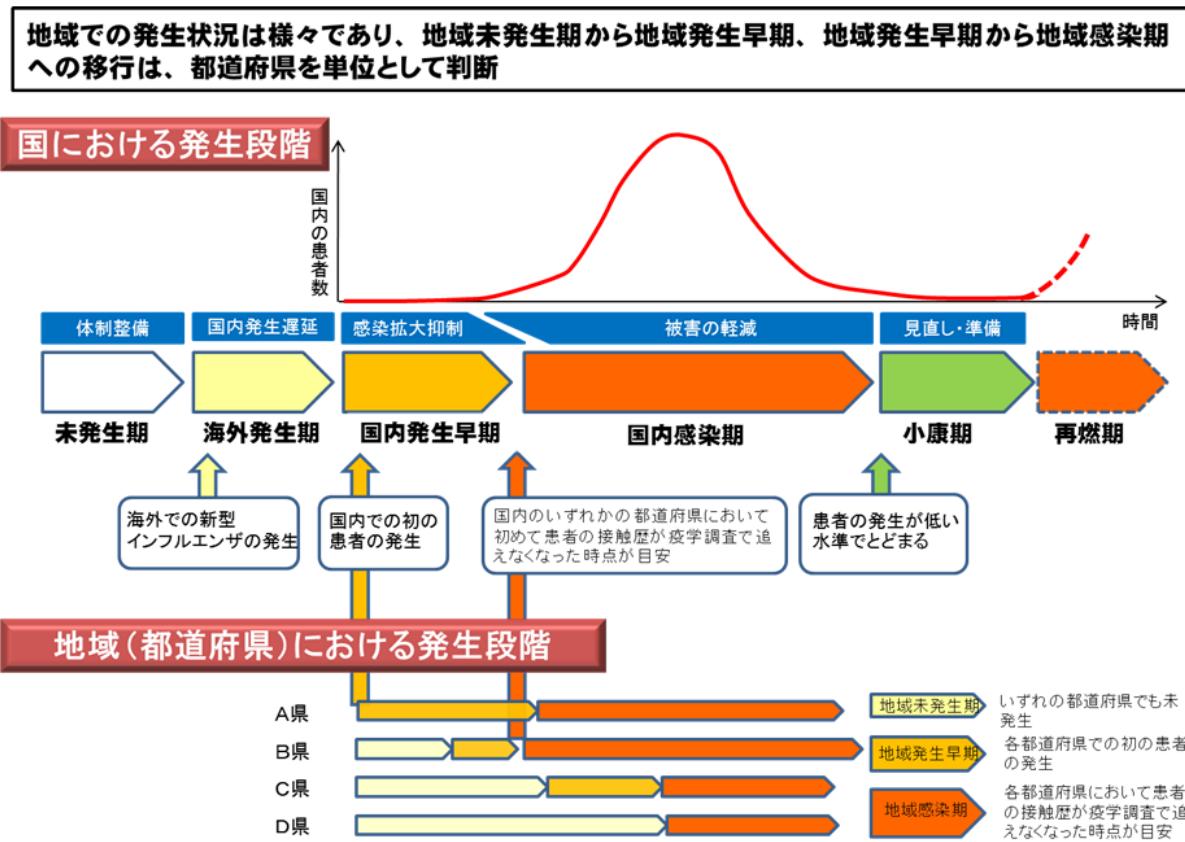
新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておくこととする。

発生段階の設定は、政府行動計画では5段階であるが、県行動計画に基づき、町行動計画では、6段階とする。

発生段階 (国)	発生段階 (県・町)	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいづれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

【考え方】

- 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。また、対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化する。
- 国内の発生段階は、WHO（世界保健機関）のフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。しかし、地域における発生状況は様々であり、その状況に応じ、地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、県内における県内発生早期及び県内感染期への移行は、長野県新型インフルエンザ等対策委員会における検討状況を十分に尊重し、国との協議により県が判断することとなる。



4 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の発令等、状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合なども含めた様々な状況に対応できるよう柔軟に対策を講じるとともに、科学的知見や国及び県の対策も視野に入れながら、町の地理的な条件、交通機関等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立していく。

なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言が発令された場合には、対策の内容が変化することもある。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定され、県では、それらの対策を踏まえて、県が実施すべき対策が決定される。町としては、それらの内容に基づき、町が実施すべき対策を決定していく。

また、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、国においては過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策が実施されるとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしており、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。県では、それらを踏まえた対策の見直しを行うため、町としても、それらの内容に基づき、町が行う対策の見直しを行っていく。

事態によっては、政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び長野県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、地域の実情等に応じて柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行っていく。

（2）発生段階に応じた町の対応

ア 未発生期

抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

イ 海外発生期

直ちに、対策実施のための体制に切り替えるとともに町内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携の強化等により、病原体の町内侵入の時期をできる限り遅らせるように対策を講じる。

ウ 国内発生早期、県内発生早期

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じるとともに県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。

また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

エ 県内感染期

国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行うとともに、社会が緊張し、様々な事態が生じることが想定され、あらかじめ決めておいた通りにはいかないことが考えられることから、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

（3）社会全体で取り組む感染拡大防止策

不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるため、町内全ての事業者に、自発的な職場における感染予防への取り組みや、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討するよう要請する。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼び掛ける。

(4) 町民による感染拡大防止策

事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要であり、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となることや、特に治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要であるため周知と実践を町民に呼び掛ける。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生したときに特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国・県・指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すとともに、軽井沢町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、県対策本部及び政府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進していくこととする。

(2) 基本人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重し、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等や不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に関しては、県対策町民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、その際には、法令の根拠があることを前提として町民に対して十分説明し、理解を得ていく。

(3) 弾力的な措置

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあります。得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意していく。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するとともに、対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに所要の総合調整を行っていく。

(5) 記録の作成・保存

対策の実施に係る記録を作成し、保存、公表していく。

6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 被害想定の考え方

町行動計画の策定にあたっては、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値とした。しかし、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討していく。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。そのため、町行動計画を策定するにあたっては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

これらの推計にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在のわが国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。また、被害想定については、現時点において多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き、最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなるため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置いた対策を講じていくこととする。

(2) 感染規模の想定（患者数の試算）

人口 (H25.11月現在)	病原性中程度 (致死率0.53%) の場合			病原性重度 (致死率2%) の場合		
	受診患者数 (10.2%)	入院患者数 (0.4%)	死亡者数 (0.1%)	受診患者数 (19.5%)	入院患者数 (1.6%)	死亡者数 (0.5%)
長野県 215.3万人	約22万人	約8,600人	約2,150人	約42万人	約34,500人	約10,800人
軽井沢町 19,977人	約2,040人	約80人	約20人	約3,900人	約320人	約100人
【参考】 インフルエンザ（A/H1N1）2009発生時県内状況			受診患者数 約44万人	入院患者数 559人	死亡者数 5人	

【※推計数値根拠】

ア 医療機関を受診する患者数（全人口の25%がり患する場合）

- ・最大人口比19.5%と推計。

イ 入院患者数及び死亡者数（19.5%推計の場合）

① 中等度（アジア・インフルエンザ並みの致命率0.53%）の場合

- ・入院患者数：推計者数は人口比0.4%
- ・死亡者数：推計者数は人口比0.1%

② 重度（スペイン・インフルエンザ並みの致命率2.0%）の場合

- ・入院患者数：推計者数は人口比1.6%
- ・死亡者数：推計者数は人口比0.5%

(3) 社会への影響に関する想定

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定については、多くの議論があるが、次のような影響を一つの例として想定した。

町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

7 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等が発生した際の、国、県、町や医療機関、事業者、町民がそれぞれに果たす役割については次のとおりとする。

(1) 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ・WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となつた取り組みを総合的に推進する。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・対策の実施にあたっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応を果たす。
- ・市町村と緊密な連携を図る。

(3) 町の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、町内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。

- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

(5) 指定地方公共機関の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

- ・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ・特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 町民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時によるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

8 行動計画の主要7分野

国では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の7分野に分けて計画を立案している。

各項目の対策については、発生段階ごとに後述するが、横断的な留意点等については、次のとおりとする。

(1) 実施体制

ア 考え方

全町的な危機管理の問題として取り組むとともに国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行っていく。

イ 全庁的、全町的な取り組み

新型インフルエンザ等が発生する前において、「軽井沢町新型インフルエンザ等対策本部府内連絡会議」（以下「府内連絡会議」という。）の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係各課等の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進する。

総務課や保健福祉課をはじめ、関係課等においては、県や近隣の市町村、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

ウ 新型インフルエンザ等対策本部（町対策本部）

県対策本部が設置された場合、必要に応じ、町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

なお、政府により緊急事態宣言が行われた場合には、特措法に基づき、必要な措置を講じていく。

① 構成

- ・本部長：町長
- ・副本部長：副町長、教育長
- ・本部員：各課等の課長等
- ・事務局：総務課、保健福祉課

② 所掌事項

- ・新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・町内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・町内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・町民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他、町対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

エ 庁内連絡会議

町対策本部の下部組織として、情報の集約、共有、分析を行う。

① 構 成

- ・委員長：総務課長
- ・副委員長：保健福祉課長
- ・委員：総合政策課長、住民課長、環境課長、上下水道課長、病院事務長、こども教育課長
- ・事務局：総務課行政総務係、防災係、保健福祉課健康推進係

② 所掌事項

- ・新型インフルエンザ等情報の収集及び伝達に関すること。
- ・各課等の対応マニュアルの調整に関すること。
- ・他課等からの応援に関すること。
- ・新型インフルエンザ等に対する知識、感染予防策、生活必需品の備蓄等の広報に関すること。
- ・県地方部事務局(佐久地域振興局)との連絡調整に関すること。
- ・その他、府内連絡会議の設置目的を達成するために必要なこと。

③ 庁内連絡会議の設置、開催等

- ・委員長は、必要に応じて構成員を招集し、府内連絡会議を開催する。

オ 有識者からの意見聴取

町は、町行動計画の改訂等や発生時における対策を講じる際は、新型インフルエンザ等の発生、再流行及び病原性の変化、町民生活等への影響に対し、保健医療分野などから必要に応じ、意見を求める。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 考え方

新型インフルエンザ等対策を適時、適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力していく。

イ 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

県では、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行うこととなっている。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力していく。

ウ 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

県では、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えることとなっている。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力していく。

エ 既存のネットワークを活用した情報収集

県では、関係機関・団体と連携協力し、そのネットワークを活用して地域の発生状況等

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

に関する情報収集を行うこととなっている。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力していく。

オ 活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用するとともに地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目していく。

カ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

県では、これらの動物の間での発生の動向を把握することとなっている。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力していく。

（3）情報提供・共有

ア 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報をもとに適切に判断、行動するため対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むものであることから、適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に町民が正しく行動することにつながるため、誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図っていく。

イ 情報提供手段の確保

町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行っていく。

ウ 発生前における町民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、町民のほか、県等と連携して、医療機関、事業者等に情報提供する。また、学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒、保護者等に丁寧に情報提供していく。

エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえて、どのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報

第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

提供を行っていく。その際は、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることから、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供とともに、万が一、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信していく。

また、媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等を活用し、国、県等による新型インフルエンザ等対策の基本的な対応方針等についての県のホームページの内容や、それに基づく町の対応方針についても医療機関や医療関係者をはじめ、町民に対して情報提供していく。

② 町民の情報収集の利便性向上

関係省庁の情報、県や町の情報、指定地方公共機関の情報などを必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設していく。

オ 情報提供体制

提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、保健医療分野の知識を有する広報担当者を中心として、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとっていく。

また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

(4) 予防・まん延防止

ア 考え方

新型インフルエンザ等の拡大防止の重要な対策は、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保し、流行のピーク時の受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めることである。

そのため、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うとともにまん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を判断していく。

イ 主なまん延防止対策

① 個人における対策

県では、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うこととなっているため、町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力するとともに町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行うため、町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力していく。

② 地域・職場における対策

県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施していく。

また、県では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うため、町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力していく。

③ その他

海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力していく。

（5）予防接種

ア ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があり、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や、亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

なお、新感染症については、その特性を今の時点で想定することは不可能であるため、本項目では、2009年のインフルエンザ（A/H1N1）の経験もある新型インフルエンザについて記載するものとする。

イ 特定接種

① 特定接種とは

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

② 対象となり得る者の基準

住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、国民の十分な理解が得られるように特措法上、高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

なお、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給、維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

③ 対象となり得る者

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

④ 基本的な接種順

- ・医療関係者
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ・指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・それ以外の事業者

⑤ 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

⑥ 接種体制

1) 実施主体及び対象者

実施主体	国	長野県	軽井沢町
対象者	登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる長野県職員	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる軽井沢町職員

2) 接種方法～原則として集団的接種

- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

ウ 住民接種

① 種類

1) 臨時の予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

2) 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

③ 対象者の区分

以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

1) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患有する者
- ・妊婦

2) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

3) 成人・若年者

4) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

③ 接種順位の考え方

新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

	成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者 > 成人・若年者 > 小児 > 高齢者の順で重症化しやすいと仮定	高齢者に重症者が多い新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者 > 高齢者 > 小児 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定	小児に重症者が多い新型インフルエンザの場合 医学的ハイリスク者 > 小児 > 高齢者 > 成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 の順	①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 の順	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順
我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 の順	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者 の順	
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者 の順	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 の順	

④ 接種体制

- ・町が実施主体となり、接種方法は原則として集団接種とする。
- ・接種に必要な医師等の従事者については、軽井沢病院や地元医師会の協力により確保する。

エ 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供、国民生活及び国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施される。

オ 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請等を行う。

(6) 医療

ア 医療の目的

健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

イ 県の対策への協力

県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

《医療に関する県の対策》

1) 医療の目的～健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

2) 医療体制整備の考え方～新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく。

また、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定地方公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援や迅速な情報収集・提供などについて十分に検討するとともに、医療機関など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進していく。

3) 未発生期における医療体制の整備～感染症指定医療機関は、県内発生早期までの感染症病床等の利用計画を事前に作成しておく。

また、県内感染期において感染症指定医療機関・協力病院以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるように、地域ごとにこれらの活用方法や在宅療養の支援体制に関する計画を整備しておく。

4) 海外発生期から県内発生早期までの医療体制の維持・確保

(a) 「帰国者・接触者相談センター」の設置～「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を

行う。

(b) 「帰国者・接触者外来」の設置等の外来診療～新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために県内発生早期までは、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。

(c) 感染症指定医療機関等～新型インフルエンザ等の発生の早期には、感染防止対策の観点に立ち、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。

また、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

(d) 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を含むすべての医療機関～新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。

また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

5) 県内感染期の医療体制の維持・確保～帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

なお、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図るとともに専門的な医療を必要とする患者のために地域を超えた県単位の診療（三次医療）体制の確保を図る。

6) 医療関係者に対する要請・指示、補償～新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、県は、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対して、医療を行うよう要請等をすることができる。

その際は、国、県と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

7) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄～国備蓄分も併せて県民の45%に相当する量を目標として、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案しながら、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。

なお、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、国において抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状

況等を踏まえ、他の薬剤の備蓄割合を検討されるので、それに応じて備蓄薬剤と量を決定する。

ウ 在宅療養患者への支援

町は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

(7) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう必要に応じて、国、県等と連携して働きかける。

第3 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要7分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施していく。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて町行動計画の実施マニュアル等に定めることとする。

1 未発生期

(1) 概要

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

イ 目的

- ・発生に備えて体制の整備を行う。
- ・国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

- ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からぬことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。
- ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため継続的な情報提供を行う。
- ・国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(2) 実施体制

ア 町行動計画の作成

- ・町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画等を作成し、必要に応じて見直す。

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

- ・町は、府内連絡会議の枠組み等を通じ、発生時に備えた町行動計画実施マニュアル等を作成する。
- ・町は、県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・町は、町行動計画の作成にあたり、必要に応じて県による支援を要請する。

第3 各段階における対策～「1 未発生期」

- ・町は、必要に応じて警察、消防機関等との連携を進める。

(3) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・町は、国やWHO（世界保健機関）の国際機関、県等から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集する。
- ・町は、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスに関する国の調査等の情報を収集する。

イ 通常のサーベイランス

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

【サーベイランス、情報収集に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

ウ 調査研究

- ・町は、必要に応じて国、県が実施する調査研究に参画するなどして、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、職員の研修及び県や他市町村等との連携等の体制整備を図る。

(4) 情報提供・共有

ア 繼続的な情報提供

- ・町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策についてホームページ等を利用し、町民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

- ・町は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体）、媒体（テレビや新聞等のマスマディア活用を基本とし、情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・町は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、保健医療分野の知識を有する広報担当者を決めておく。
- ・町は、県や関係機関等とメールや電話を活用して緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

(5) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

- ・町は、感染予防のため町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

ウ 衛生資器材等の供給体制の整備

- ・県では、国の仕組みを活用して衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握するよう努める。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

エ 水際対策

- ・県では、検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について検疫所その他、国の関係機関との連携を強化する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(6) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・町は、国や県等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給体制

- ・県では、国からの要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

ウ 基準に該当する事業者の登録

- ・県では、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して国が作成する登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。
- ・町は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者の登録について、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

エ 接種体制の構築

① 特定接種

- ・町は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。
- ・町は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

② 住民接種

- ・町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・町は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

オ 情報提供

- ・県では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が行う情報提供に協力し、県民の理解促進を図る。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

(7) 医療

ア 地域医療体制の整備

- ・県では、医療に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等からの要請に応じその対策等に適宜、協力する。

【地域医療体制の整備に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

イ 県内感染期に備えた医療の確保

- ・県では、医療に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等からの要請に応じその対策等に適宜、協力する。

【県内感染期に備えた医療の確保に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

ウ 研修等

- ・県では、国が作成する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について関係団体を通じて医療機関に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・県では、国と連携し、保健福祉事務所等において医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

エ 医療資器材の整備

- ・県では、必要とする医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・県では、国の要請を受けて、医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）、県内感染期の増床の余地について調査を行い、確保に努める。町は、

第3 各段階における対策～「1 未発生期」

県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

オ 医療機関等への情報提供体制の整備

- ・県では、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(8) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 業務計画等の作成

- ・県では、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 物資供給の要請等

- ・県では、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・町は、国及び県と連携して、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

エ 火葬能力等の把握

- ・県では、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

オ 物資及び資材の備蓄等

- ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を確保するよう努める。

2 海外発生期

(1) 概要

ア 状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は、発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

イ 目的

- ・新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置をとる。
- ・対策の判断に役立てるため国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・県等と連携して海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- ・市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(2) 実施体制

ア 体制強化等

- ・町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、庁内連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・町は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、必要に応じ、町長を本部長とする町対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、町行動計画等に基づく事前準備をする。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ・町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して医療機関、事業者、市民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

- ・町は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

(3) サーベイランス・情報収集

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

【サーベイランス、情報収集に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要となる対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、注意喚起を行う。
- ・町は、町対策本部における保健医療分野の知識を有する広報担当者を中心として、情報の集約、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・町は、対策の実施主体となる関係課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう必要に応じて、町対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

- ・町は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を保健福祉課に設置し、適切な情報提供に努める。

(5) 予防・まん延防止

ア 感染症危険情報の発出等

- ・町は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、事業者等と相互に連携して、町民に広く周知する。
- ・町は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県、事業者等と相互に連携して、広く周知する。

イ 水際対策

- ・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健福祉事務所において必要な健康監視等の対応をとる。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(6) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・町は、国や県等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給

- ・県では、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集するとともに、国の要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。町は、国や県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

ウ 接種体制

① 特定接種

- ・町は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について情報収集を行う。
- ・町は、国や県等と連携し、国的基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種

- ・町は、国、県等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・町は、国の要請を受けて、全町民が速やかに接種できるよう「第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

エ 情報提供

- ・町は、国、県等と連携して国が行うワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

(7) 医療

- ・県では、医療に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

【医療に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

(8) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について、関係団体等を通じて事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 遺体の火葬・安置

- 町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう努める。

3 国内発生早期（県内未発生期）

（1）概要

ア 状態

- ・国内のいづれかの都道府県（長野県を除く。）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

イ 目的

- ・新型インフルエンザ等の県内侵入ができるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

（2）実施体制

ア 実施体制

- ・町は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに庁内連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ町対策本部会議又は庁内連絡会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

① 緊急事態宣言

- ・町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、長野県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき、必要な対策を実施する。

<補足>

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域に

3 国内発生早期（県内未発生期）

については、都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

- ・長野県を対象とする緊急事態宣言が発せられたときの対応は、「4 県内発生早期」及び「5 県内感染期」に記載する。

② 町対策本部の設置

- ・町は、緊急事態宣言がされたときは、直ちに、町対策本部を設置する。

（3）サーベイランス・情報収集

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

【サーベイランス、情報収集に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

（4）情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、町民に対して国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要となる対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、注意喚起を行う。
- ・町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・町は、町対策本部における保健医療分野の知識を有する広報担当者を中心として、情報の集約、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・町は、対策の実施主体となる関係課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう必要に応じて、町対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健福祉課に設置した相談窓口体制を充実・強化する。

3 国内発生早期（県内未発生期）

- ・町は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

（5）予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止策の準備

- ・町は、県や他市町村と連携し、新型インフルエンザ等の感染が疑われる者等に関する情報を有効に活用する。

イ 県等との連携による町民・事業所等への要請

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

ウ 水際対策

- ・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健福祉事務所において必要な健康監視等の対応をとる。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

（6）予防接種

ア ワクチンの供給

- ・県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。町は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 特定接種

- ・町は、国、県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

- ・町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

3 国内発生早期（県内未発生期）

- ・町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう「第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。

エ モニタリング

- ・町は、ワクチン接種を終了した段階で、国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

(7) 医療

- ・県では、医療に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

【医療に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

(8) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

4 県内発生早期

(1) 概要

ア 状態

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

イ 目的

- ・県内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・患者に適切な医療を提供する。
- ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るために、町民への積極的な提供を行う。
- ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 実施体制

- ・町は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに府内連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ町対策本部会議又は府内連絡会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。
- ・町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。
- ・町は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に広く周知する。

イ 政府現地対策本部の設置

- ・県では、発生の初期の段階において国が長野県を支援するため新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協

力する。

ウ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

① 緊急事態宣言

- ・町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、長野県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び町行動計画に基づき必要な対策を実施する。

＜補足＞

- ・緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

② 町対策本部の設置

- ・町は、緊急事態宣言がされたときは、直ちに、町対策本部を設置する。

(3) サーベイランス・情報収集

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

【サーベイランス、情報収集に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して国内、県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・町は、町対策本部における保健医療分野の知識を有する広報担当者を中心として、情報の集約、整理、一元的な発信、各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・町は、対策の実施主体となる関係課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように応じて、町対策本部において調整する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健福祉課に設置した相談窓口体制を充実・強化する。
- ・町は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(5) 予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止策

- ・県では、国と連携し、感染症法に基づき、保健福祉事務所において、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 県等との連携による町民・事業所等への要請

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

ウ 水際対策

- ・県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、保健福祉事務所において必要な健康監視等の対応をとる。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

エ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

- ・県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるとときに限り、特措法第45条第3

項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

- ・県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について職場を含め、感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・町は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合で、国が地域における重点的な感染拡大防止策の実施することとした場合には、国、県等からの要請に応じ、その取り組み等に協力する。

(6) 予防接種

ア ワクチンの供給

- ・県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。町は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 特定接種

- ・町は、国、県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

- ・町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- ・町は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・町は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、全町民が速やかに接種できるよう「第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針」に基づく接種体制をとる。

エ モニタリング

- ・町は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

オ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

- ・町は、町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法

第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(7) 医療

- ・県では、医療に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

【医療に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

(8) 町民生活及び町民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

- ・県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体などを通じて事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

ウ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

① 事業者の対応等

- ・指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため必要な措置を開始する。
- ・登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取り組みを行う。
- ・県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、事業者への周知に協力する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

② 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。
- ・町及び水道用水供給のための別荘管理組合等は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

③ サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延

した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、県等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

5 県内感染期

(1) 概要

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

イ 目的

- ・医療体制を維持する。
- ・健康被害を最小限に抑える。
- ・町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

- ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- ・欠勤者の増大が予測されるが、町民生活及び町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(2) 実施体制

ア 県内感染期移行の判断

- ・県では、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合は、国の基本的対処方針の変更に基づき、県新型インフルエンザ等対策委員会等の意見を踏まえ、県内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対処方針及び県行動計画により必要な対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。

イ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

- ・町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく長野県知事による代行、応援等の措置の活用を行う。

(3) サーベイランス・情報収集

- ・県では、サーベイランス、情報収集に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

【サーベイランス、情報収集に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

- ・町は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

ウ 相談窓口の継続

- ・町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健福祉課に設置した相談窓口体制を継続する。
- ・町は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(5) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

- ・町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・町は、県等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

- ・町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
- ・町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

イ 水際対策

【県内発生早期の記載事項と同様のため県内発生早期を参照】

ウ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。

- ・県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・県では、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。町は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(6) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていないときの対応

【県内発生早期の記載事項と同様のため県内発生早期を参照】

イ 「緊急事態宣言」がされたときの対応

- 町は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(7) 医療

- 町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- 県では、医療に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

【医療に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

(8) 町民生活及び町民経済の安定の確保**ア 事業者の対応**

- 県では、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始について、関係団体等を通じるなどして、県内の事業者に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 町民・事業者への呼びかけ

- 町は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。
- 県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

ウ 「緊急事態宣言」がされたときの対応**① 業務の継続等**

- 指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。
- 県では、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ事業者への周知に協力する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- 県では、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等に関する国の調査結果と必要な対策を迅速に把握する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

② 電気及びガス並びに水の安定供給

【県内発生早期の記載事項と同様のため県内発生早期を参照】

③ サービス水準に係る町民への呼びかけ

【県内発生早期の記載事項と同様のため県内発生早期を参照】

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・町は、県等と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・町は、県等と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・町は、県等と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがあるときは、町行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

⑤ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・町は、県からの要請に応じ、国、県と連携し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

⑥ 埋葬・火葬の特例等

- ・町は、県からの要請に応じ、国、県と連携し、火葬場の経営者等に可能な限りの火葬炉の稼働を要請する。
- ・町は、県からの要請に応じ、国、県と連携し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・町は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、町長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。
- ・県では、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

6 小康期

(1) 概要

ア 状態

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行は、一旦終息している状況。

イ 目的

- ・町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

ウ 対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、町民に情報提供する。
- ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(2) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

- ・県では、国が決定した基本的対処方針及び県新型インフルエンザ等対策委員会等の意見を踏まえ、必要に応じ、本部員会議を開催し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、町行動計画により必要な対策を行う。

イ 「緊急事態解除宣言」がされたときの対応

- ・町は、国が緊急事態解除宣言をしたときは、国の基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。

<参考>

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、以下の場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

- ・患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合。
- ・患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合。
- ・症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なくなり、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合。

ウ 対策の評価・見直し

- ・町は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドラ

イン等の見直し、県による県行動計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、町行動計画等の必要な見直し等を行う。

エ 町対策本部の廃止

- ・町は、政府対策本部、県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

(3) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・町は、国、WHO（世界保健機関）の国際機関、県等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ サーベイランス

- ・県では、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・県は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

- ・町は、県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し、広報担当者から適宜必要な情報を提供する。
- ・町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

イ 情報共有

- ・町は、県等と連携し、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

ウ 相談窓口の体制の縮小

- ・町は、県等からの要請に応じ、相談窓口体制を縮小する。

(5) 予防・まん延防止

- ・町は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを町民に周知する。

(6) 予防接種

ア 「緊急事態宣言」がされていないときの対応

- ・町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

イ 「緊急事態宣言」がされているときの対応

- ・町は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(7) 医療

- ・県では、医療に関して県行動計画に沿って対策を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

【医療に関する県の対策についての詳細は県行動計画を参照】

(8) 町民生活及び町民経済の安定の確保**ア 町民・事業者への呼びかけ**

- ・町は、県等と連携し、国が国民に対して要請する食料品、生活必需品等の購入にあたつての消費者としての適切な行動について、町民に呼びかける。
- ・県では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう要請することについて、関係団体などを通じて県内に周知する。町は、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

イ 「緊急事態宣言」がされているときの対応**① 業務の再開**

- ・県では、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨、周知する。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。
- ・県は、国と連携し、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・町及び指定地方公共機関は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策

(県行動計画より抜粋)

(1) 概要

- ・これまででも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多くみられている。
- ・人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(2) 実施体制

- ・県は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合、国における情報の収集・分析や関係省庁対策会議等の状況に関して府内関係部局で共有する。
- ・県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどの場合、国における情報の収集・分析や関係省庁対策会議等の状況に関して府内関係部局で共有する。

(3) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

- ・県は、国や国際機関等から鳥インフルエンザに関する情報を収集する。

イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ・県は、国内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

(4) 情報提供・共有

- ・県は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合、国と連携して、発生状況及び対策等について県民に積極的な情報提供を行う。
- ・県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどの場合、国と連携して、海外における発生状況や対策等について県民に積極的な情報提供を行う。

(5) 予防・まん延防止

ア 人への鳥インフルエンザの感染対策（水際対策）

- ・県は、海外において新たな亜型で検疫法の対象となる鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどの場合、検疫所と連携して、健康監視等を行う。

イ 疫学調査、感染対策

- ・県は、必要に応じて国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携し、積極的疫学調査を実施する。
- ・県は、国からの要請を受け、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ・県は、国からの依頼を受け、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

ウ 家きん等への防疫対策

- ・県は、国と連携し、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域に関する渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
- ・県は、国と連携し、国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である場合には、自衛隊の部隊等による支援を国に要請する。
- ・県は、防疫措置に伴い、必要に応じて、防疫実践地域における警戒活動を行う。

(6) 医療

ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ・県は、国からの助言に基づき、感染が疑われる患者に対し、感染症指定医療機関等において、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう依頼する。
- ・県は必要に応じ、国立感染症研究所において亜型検査、遺伝子検査を実施するよう国に要請する。
- ・県は、国からの情報提供を受け、環境保全研究所での検査が実施できる体制を整備する。

イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO（世界保健機関）が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・県は、国からの要請を受け、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国及び医療機関等に提供する。
- ・県は、国からの要請を受け、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に提供する。

用語解説

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というの、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者との接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に対する診療を行う外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザのこと。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の中、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内の感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者で、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ フェーズ

警戒段階（警戒レベル）。WHOでは、新型インフルエンザの発生段階を6つに分類し、フェーズ毎の公衆衛生学的目標を定めている。フェーズの分類は、パンデミックの脅威の深刻さによって、事前に対策を準備する活動を実施する必要性を認識させるためのものである。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能

性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

□新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違い

	新型インフルエンザ	通常のインフルエンザ
周 期	30年～40年周期、季節は問わない	毎年冬季
ウイルス型	主に鳥由来のA型(H5、H7、H9等)を想定 免疫なし	A型(H1、H13)、B型、C型 免疫あり
症 状	予測困難 ※鳥インフルエンザ(H5N1の場合)38℃以上の発熱、嘔吐、重症肺炎、鼻出血、脳炎等 重症化すると死亡	突然の38℃以上の発熱 強い悪寒、頭痛、強い全身倦怠感 全身の痛み
潜伏期間	予測困難	2～5日
致死率	0.53%～2% ※鳥インフルエンザ(H5N1):60%以上	0.1%以下
治 療 薬	タミフル、リレンザの投与により、発症の予防、重症化の防止が図られることが期待される	抗インフルエンザウイルス薬 タミフル、リレンザ
ワクチン	新型インフルエンザ発症後に製造 ※鳥インフルエンザウイルスを基にした プレパンデミックワクチンを備蓄	毎年製造される季節型インフルエンザに対するワクチン接種で重症化を予防

□過去のインフルエンザ

過去の経験から、新型インフルエンザは10年から40年の周期で流行するといわれている。

発生年	名 称	亜 型
1918年(大正17年)	スペインインフルエンザ	A(H1N1)
1957年(昭和32年)	アジアインフルエンザ	A(H2N2)
1968年(昭和43年)	香港インフルエンザ	A(H3N2)
1977年(昭和52年)	ソ連インフルエンザ	A(H1N1)

※スペインインフルエンザでは致死率約2%、アジアインフルエンザでは致死率約0.53%といわれる。

※一般的には、スペイン風邪、アジア風邪等と標記されている場合もある。